

安八町広報紙広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、安八町広告掲載要綱（平成24年告示第23号。以下「要綱」という。）に基づき、安八町（以下「町」という。）が作成する広報あんぱち（以下「広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告の掲載位置は、町長が決定するものとする。掲載する広告の数は広報1号につき4枠を限度とする。

(広告の規格)

第3条 掲載する広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦45ミリメートル
- (2) 横87ミリメートル *2枠の場合は180ミリメートル
- (3) カラー刷り

2 広告の掲載は、1広告主について広報1号につき1枠又は2枠限りとする。

3 前項において、1広告主で1号につき2枠の広告を掲載するときは、隣り合う枠を1つの広告として使用することができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1号単位とする。

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1号1枠につき6,000円とする。

(申込み)

第6条 広報に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、安八町広報紙広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、掲載を希望する月の前々月の15日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに町長に提出しなければならない。この場合、同じ年度内で最大3か月以内の連続した掲載計画がある場合は、事前申込をすることができる。

- (1) 広告原稿
- (2) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- (3) 次に掲げる区分に応じた納税に関する証明書（申込みの日前3月以内に発行されたものに限る。）

ア 安八町に納税がある場合 町が発行する市町村税（特別区税を含む。）完納証明書

イ 安八町以外で納税がある場合 本社等所在地の自治体が発行する市町村税（特別区税を含む。）完納証明書

ウ 非課税の場合 非課税証明書

- 3 前項第2号及び第3号に係る書類は、同じ年度内で2回目以降の申込の場合は省略することができる。
- 4 広告原稿は、デジタルデータ（EPS形式、BMP形式又はJPEG形式）をCD又は印刷物で提出する。

（広告の審査及び決定）

第7条 町長は、前条の申込書の提出があった場合は、要綱第9条に定める広告審査委員会の審査を経て掲載の可否を決定し、安八町広報紙広告掲載（承諾・却下）通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。また、前条により複数月の掲載申し込みをした申込者には、次項に基づき掲載を決定するため、月毎に通知を行うものとする。

- 2 第2条に規定する枠数を超過して申し込みがあった場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、複数の申込者が同一順位になった場合は、前条の安八町広報紙広告掲載申込書の受付順とする。

- （1）当該年度における申込が初回であり、前条に規定する複数月の申込者で、町内に事業所等を有する者
- （2）当該年度における申込が初回であり、前条に規定する複数月の申込者で、町外に事業所等を有する者
- （3）当該年度における申込が初回であり、町内に事業所等を有する者
- （4）当該年度における申込が初回であり、町外に事業所等を有する者
- （5）当該年度における申込が2回目以降（複数月、単一月の申込の区別を問わない）で、町内に事業所等を有する者
- （6）当該年度における申込が2回目以降（複数月、単一月の申込の区別を問わない）で、町外に事業所等を有する者

（広告内容の調整）

第8条 広報に掲載できる広告は、要綱第3条の定めによるほか、広報のイメージを損なうことのないよう広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）と調整した内容又はデザインとする。

- 2 広告原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。
- 3 割引券、引換券その他これに類するものは、掲載しない。

（広報との区別）

第9条 読者が、広報の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(広告内容の変更)

第10条 広告主は、広告の内容、デザイン等を変更する場合は、変更しようとする号の発行日の14日前（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに新たな広告原稿を町長に提出しなければならない。

(広告掲載料金の納付)

第11条 広告掲載料金は前納を原則とし、広告主は、町長が指定する期日までに、町が発行する納付書により納入しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載決定後、自己の都合により広報への広告掲載を取り下げる場合は、取り下げようとする号の発行日の14日前（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに安八町広報紙広告掲載取下申出書（第3号様式）により、町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、災害その他町の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(町ホームページへの掲載)

第14条 町ホームページで公開している広報への広告掲載は行わない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

安八町広報紙広告掲載申込書

安八町長 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

広報「あんぱち」に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。なお、広告掲載に当たっては、安八町広告掲載要綱及び安八町広報紙広告掲載実施要領を遵守します。

業 種			
事業所など ※該当箇所に☑	<input type="checkbox"/> 安八町内に本社・本店など主たる事業所がある <input type="checkbox"/> 安八町内に主たる事業所はないが、支店・営業所・店舗など従たる事業所がある <input type="checkbox"/> 安八町内に事業所がない		
広告原稿	別添のとおり		
広告内容			
掲載希望号	単独月	令和 年度	月号
	複数月	令和 年度	月号 ～ 月号
掲載規格 ※希望枠に☑	<input type="checkbox"/> 1 枠 （縦45ミリメートル 横 87ミリメートル） <input type="checkbox"/> 2 枠 （縦45ミリメートル 横180ミリメートル）		
掲載料金	6,000円（1枠）×	号＝	円
	12,000円（2枠）×	号＝	円（※別途納入）
担当者氏名			
連絡先	TEL		
	FAX		

※下記書類と共に総務課へ提出してください。

1. 広告原稿（デジタルデータで作製したCDまたは印刷物）
2. 市町村税の完納証明書（課税がない場合は非課税証明書）
3. 暴力団等に該当しない旨の誓約書

※同じ年度内で2度目以降の申込の場合、2. の証明書の提出は不要です。

※本申込書を受理後、掲載の可否については別途通知します。

安八町広報紙広告掲載（承諾・却下）通知書

殿

安八町長

印

安八町広報紙広告掲載実施要領第7条の規定により、次のとおり「広報あんばち」への広告掲載を（承諾・却下）します。

記

【承諾した広告の内容】

広告の内容	掲載号	枠数	掲載料金
	令和 年度 月号		円

【却下の場合の理由】

※承諾通知書を受けた広告主は、別添納付書により掲載料金を 年 月 日までに納付してください。

安八町広報紙広告掲載取下申出書

安八町長 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

電話番号

FAX番号

年 月 日付で承諾されました「広報あんぱち」への広告掲載につきまして、下記の理由により取り下げたいので、安八町広報紙広告掲載実施要領第12条の規定により申し出ます。

記

広報掲載予定号	年 月号
取り下げ理由	

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社（法人である場合は当法人、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察等に提供することについて同意します。

記

- 1 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である。
- 2 法人等の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員である。
- 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与する者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 申込に関して脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての町職員の業務の妨害
 - (5) その他前各号に準ずる行為

安八町長 様

令和 年 月 日

所在地

氏名又は社名及び代表者名

印